

令和2年3月30日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
経済再生担当大臣 西村 康稔 殿

全国市長会

会 長 立谷 秀清  
社会文教委員会委員長 吉田 信解

### 市町村行動計画を的確に実施するための緊急要望

新型コロナウイルス感染症対策については、市町村では、これまでも小中学校等の一斉臨時休業への対応、住民に対する行動自粛の呼びかけや備蓄マスクの活用等、国の方針に基づいて様々な取組を行っているところである。

現在、新型コロナウイルスの感染者は全国で拡大しつつあり、国は、3月26日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき対策本部を設置し、同28日には基本的対処方針を決定している。

同法第8条において、市町村長は市町村行動計画を作成し、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等を講じることとされているところであるが、一部の保健所未設置市町村において、個人情報保護を理由として、国や都道府県から当該団体の感染者に関する情報が提供されない事例が生じている。

このため、感染者本人の健康管理を行うことができず、まん延の防止に関する措置を講じることが困難となっている。

については、国は、この状況を改善するため、速やかに必要な措置を講じられたい。

また、新型インフルエンザ等対策について、国・都道府県・市町村が緊密な連携の下で実施できるよう、情報交換の場を設けられたい。